

平成 26 年分 給与所得者の扶養控除等申告書の記載例

平成 26 年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

(この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するもの。この申告書は、控除対象配偶者や扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしかな提出することができません。)

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長とあなたの住所地等の市区町村長を記載します。

2か所以上から給与の支払を受けている人が、他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している場合に○を付けます。

所轄税務署長等 麹町 税務署長 板橋 市区町村長	給与の支払者の名称(氏名) 株式会社〇〇〇〇	(フリガナ) あなたの氏名 サトウカズオ 佐藤和夫	世帯主の氏名 佐藤和夫
	給与の支払者の所在地(住所) 東京都千代田区霞が関3-1-1	あなたの住所又は居所 東京都板橋区大山東町35-1	あなたとの続柄 本人

扶

従たる給与についての扶養控除等申告書の提出(提出している場合には、○印を付けてください。)

あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生の場合、この申告書の「主たる給与から」の欄に記入する必要はありません。

区分等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	老人控除対象配偶者又は老人扶養親族(昭和20.1.1以前生)	特定扶養親族(平成11.1.1以後生)	住所	平成26年中の所得の見積額	異動月日及び事由(平成26年中に異動があった場合に記載してください。)
A 控除対象配偶者	佐藤洋子		昭和40.11.7			東京都板橋区大山東町35-1	70,000円	
B 控除対象扶養親族(16歳以上)(平成11.1.1以後生)	1 守子	子	昭和5.2.4	同居老親等		北海道札幌市北区北31条西7丁目3-1	0	
	2 茂子	子	昭和10.3.30	同居老親等		東京都板橋区...	0	
	3 隆雄	父	昭和11.5.8	同居老親等			300,000(公的年金)	
	4			同居老親等				
障害者	① 障害者	本人		控除対象配偶者	扶養親族			
左記の内容(この欄に記載に当たっては、裏面の「申告についてのご注意」の(2)をお読みください。)								
佐藤隆雄、身体障害者3級 身体障害者手帳 平成21年4月10日交付								

控除対象扶養親族は、年齢16歳以上(平成11年1月1日以前生)の扶養親族を記載します。

控除対象扶養親族が、年齢19歳以上23歳未満(平成4年1月2日～平成8年1月1日生)の場合に○を付けます。

所得の見積額が38万円を超える人は、控除対象配偶者又は控除対象扶養親族に該当しません。

控除対象扶養親族と別居している場合、常に生活費等の送金を行っているなど、あなたと生計を一にしている必要があります。

所得が給与等のみの場合には収入金額が103万円以下、公的年金等のみの場合には収入金額が158万円以下(年齢65歳未満の人は収入金額108万円以下)であるとき、所得は38万円以下になります。

控除対象扶養親族が、年齢70歳以上(昭和20年1月1日以前生)の場合には次のとおりいずれかに○を付けます。

年齢16歳未満(平成11年1月2日以後生)の扶養親族も対象となります。

2～5については、あなたが寡婦等に該当する場合に○を付けます。

左記の障害者等に該当する(人がいる)場合、その該当する事実やその人の氏名を記載します。

- ①その人があなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居を常況としている人であるとき ⇒ 「同居老親等」
- ②その人が①以外の人であるとき ⇒ 「その他」

- 「主たる給与」とは、この申告書を提出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。
- 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合には「老人控除対象配偶者又は老人扶養親族」欄に○印を付けてください。
- 控除対象扶養親族が老人扶養親族に該当する場合には、その老人扶養親族が同居老親等に該当するときは同欄の「同居老親等」の文字を、同居老親等以外の老人扶養親族であるときは「その他」の文字を○で囲んでください。また、控除対象扶養親族が特定扶養親族に該当する場合には、「特定扶養親族」欄に○印を付けてください。
- この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告についてのご注意」等をお読みください。

○住民税に関する事項

(住民税に関する事項)	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	平成26年中の所得の見積額	異動月日及び事由(平成26年中に異動があった場合に記載してください。)
16歳未満の扶養親族(平成11.1.2以後生)	1 佐藤 勝	子	平成12.10.15	東京都板橋区大山東町35-1	0円	
	2					
	3					

年齢16歳未満(平成11年1月2日以後生)の扶養親族を記載します。

○「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条第3項第2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。